
プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **のれん及び減損 - 企業結合で取得した識別可能無形資産の認識**

本資料の目的

1. 2018 年 4 月 16 日及び 17 日に開催予定の会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議において、のれん及び減損のリサーチ・プロジェクトに関連して、企業結合で取得した識別可能無形資産の認識に関する議題が取り上げられる予定である。
2. 本資料は、ASAF 会議のアジェンダ・ペーパーに基づき、企業結合で取得した識別可能無形資産の認識に関する IASB スタッフの検討の方向性について説明することを目的としている。

IASB スタッフの検討の概要

背景

3. IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビュー (PIR) では、企業結合で取得した無形資産について、財務諸表利用者、作成者及び監査人から次のようなフィードバックが寄せられた。

(1) 利用者：

次の理由から、取得した無形資産について市場が存在しない場合、当該無形資産を個別に認識することの有用性は限定されている。

- ① 企業結合の会計処理における、重大な裁定の機会となり得る
- ② ブランド又は顧客リストのような無形資産の価値の信頼性が低い
- ③ 一部の無形資産の償却は、潜在的な取換コストに関する有用な情報を提供しない

(2) 作成者及び監査人：

次の理由から、ブランド及び顧客関係を含む、無形資産の評価は、コストがかかり、複雑である。

- ① 十分に信頼可能で観察可能なデータがない
- ② 主観性が高く、ハイレベルな判断が要求される

- ③ 将来キャッシュ・フローの配分が恣意的である
4. IASB ボードは、学術研究及び当該 PIR 以外のアウトリーチ活動で寄せられたフィードバックを考慮した結果、いくつかの無形資産について、企業結合で取得したのれんを含めることができるかどうかの検討を行うことを決定した。

4つのアプローチ

5. IASB スタッフは、企業結合で取得した識別可能な無形資産の認識について、次の4つのアプローチ案を示している。
- (1) IFRS 第3号の要求事項を維持する。(アプローチ A)
 - (2) IFRS 第13号「公正価値測定」と同様の開示要求を、企業結合で取得した無形資産に適用する。(アプローチ B)
 - (3) 耐用年数が確定できない無形資産をのれんを含めることを認める。(アプローチ C)
 - (4) 無形資産を、減耗資産と、有機的に置き換えられる (organically-replaced) 資産とに分離し、減耗資産のみをのれんと別個に認識することを要求する。(アプローチ D)

(アプローチ A)

6. IASB スタッフは、IFRS 第3号の要求を維持する案 (アプローチ A) について、次のように説明している。
- (1) 企業結合で取得した無形資産をのれんと別個に認識することにより、財務諸表の有用性が高められる。
 - (2) 財務情報に予測価値を持たせるには、当該財務情報を合理的に同質のグループに分けなければならないが、多くの無形資産はのれんと異なる性質を有している。
 - (3) いくつかの学術研究は、企業結合で取得した無形資産を別個に認識することについて価値関連性があることを示している。
 - (4) 無形資産を別個に会計処理する要求事項は、買収案件についてより良く分析することを企業の経営者に促す。

(アプローチ B)

7. IASB スタッフは、IFRS 第13号と同様の開示要求を、企業結合で取得した無形資

産に適用する案（アプローチB）について、次のように説明している。

- (1) 投資家は、認識される無形資産の価値の信頼性に疑問を抱いており、その理由の1つに、それらの無形資産の公正価値測定に使用された評価技法やインプットに関する開示が不十分であることへの懸念がある。
 - (2) 一部の投資家は、企業結合で取得した無形資産の公正価値に関する情報が含まれるように IFRS 第 13 号の開示要求の対象範囲を拡大することを検討するよう、IASB ボードに要請した。
 - (3) 無形資産を別個に認識することは、開示と併せることにより、投資家の判断に有用な情報を提供する。
8. IASB スタッフは、企業結合で取得した無形資産について（IFRS 第 13 号と同様の）次の開示要求を含めるかどうか、将来の IASB ボード会議において検討する可能性があるとしている。
- (1) 公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベル（レベル 1、2 又は 3）
 - (2) 公正価値ヒエラルキーのレベル 2 及びレベル 3 に区分される公正価値測定について、公正価値測定に用いた評価技法とインプットの説明
 - (3) 公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される公正価値測定について：
 - ① 公正価値測定に用いた重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報
 - ② 観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定の感応度の記述的説明（それらのインプットを異なる金額に変更すると、公正価値測定が著しく高くなったり低くなったりする可能性がある場合）
 - ③ 重大な観察可能でないインプットと公正価値測定に使用される他の観察可能でないインプットとの間に相互関係がある場合には、それらの相互関係と、当該相互関係が観察可能でないインプットの変動が公正価値測定に与える影響をどのように増幅又は軽減させる可能性があるのかの説明

（アプローチ C）

9. IASB スタッフは、耐用年数が確定できない無形資産をのれんに含めることを認める案（アプローチ C）について、次のように説明している。
- (1) 何らかの行動を起こす場合の、最も簡単な方法である。

- (2) 耐用年数が確定できない無形資産とのれんとは、事後の会計処理が類似しているため、無形資産の会計処理の根本的な変更とならない。
- (3) IFRS 第3号を適用するコストを削減できる可能性が高い。
- (4) ライセンス収入のように独立したキャッシュ・フローを生じさせている場合、耐用年数が確定できない無形資産について有用な情報を提供しなくなる可能性がある。
10. なお、IAS 第38号「無形資産」は、無形資産の耐用年数が確定できるのか確定できないかの判定について、次のように定めている。

88 企業は、無形資産の耐用年数が確定できるのか確定できないのか、また、確定できる場合には、その耐用年数の期間（又は製品若しくは類似の構成単位の数）を判定しなければならない。企業は、次の場合には、当該無形資産の耐用年数は確定できないものとみなさなければならない。それは、関連するすべての要因の分析に基づいて、無形資産が企業への正味のキャッシュ・インフローをもたらすと期待される期間について予見可能な限度がない場合である。

91 「確定できない」という用語は「無限」を意味するものではない。無形資産の耐用年数は、当該資産の耐用年数の見積りに評価した性能の標準で資産を維持するために必要となる、将来の維持管理の支出の水準並びに企業が当該水準に達する能力及び意思のみを反映する。ある無形資産の耐用年数が確定できないという結論は、当該資産を当該性能の標準で維持するために必要となる支出を超過した将来の支出の計画に依存するものであってはならない。

(アプローチD)

11. IASB スタッフは、無形資産を、減耗資産と、有機的に置き換えられる (organically-replaced) 資産とに分離して、減耗資産のみをのれんと別個に認識する案 (アプローチD) について、次のように説明している。
- (1) 減耗する無形資産の評価は、有機的に置き換えられる (organically-replaced) 無形資産の評価に比べると、主観的ではない。
- (2) 減耗資産の償却は、資産を置き換えるための潜在的な将来キャッシュ・アウトフローに関する有用な情報を提供する。
- (3) 関連する IFRS 基準の根本的な変更となる。

(4) 無形資産が、減耗資産であるのか、有機的に置き換えられる (organically-replaced) 資産であるのかを評価するために判断が要求され、一部の資産はこれらのいずれにも属さない可能性がある。

12. アプローチ D について、英国財務報告評議会 (FRC) の会計及び財務報告の方針チームは、無形資産の会計処理に関する投資家の見解を理解するための調査を実施している。2014 年 3 月に公表された報告書「無形資産及びその償却に関する投資家の見解」では、企業結合で取得した無形資産に関連して、過半数の回答者は、IAS 第 38 号と異なる会計処理が要求されることを選好していた。これらの回答者のうち過半数が、減耗する無形資産と有機的に置き換えられる無形資産を区別していることを説明していた。それらの区別に関する投資家の見解は、次の表のとおりである。

減耗する無形資産	有機的に置き換えられる無形資産
減耗する無形資産は、企業から分離可能で、耐用年数が有限であり、将来の収益源が識別可能である。	投資家は、これらの無形資産が企業から分離可能であるか、信頼性をもって決定できる耐用年数があるか、又は事業全体から区別できる将来の経済的便益の源泉になり得るかについて疑問を呈した。彼らは、そのような無形資産は、マーケティング及び広告費用を通じて継続的に補充されると述べた。
例：周波数割当占有権 (Wireless Spectrum)、特許	例：顧客リスト、ブランド
別個に認識されるべきである	別個に認識されるべきではない
事後的に償却される	事後的に減損テストの対象となる

ASAF メンバーへの質問事項

13. 2018 年 4 月開催の ASAF 会議における ASAF メンバーへの質問事項は、次のとおりである。

- (1) 企業結合において取得したすべての識別可能な無形資産を別個に認識することは、有用な情報を提供すると考えるか。そう考えない場合、それはなぜか。
- (2) ブランド及び顧客関係の価値の評価はコストが掛かり、複雑であるというフィ

ードバックに賛成するか。その他、価値の算定が難しい無形資産はあるか。

- (3) IASB スタッフが、IASB ボードの検討のために識別したアプローチ案のそれぞれについて、コメント又はフィードバックはあるか。

ASBJ 事務局の気付き事項

14. 前項の ASAF メンバーへの質問事項のうち(3)に関する ASBJ 事務局の気付き事項は次のとおりである。

IASB スタッフが提示したアプローチの方向性について

- (1) IASB スタッフが提示したアプローチには、開示の充実による情報の有用性の改善（アプローチ B）、及び無形資産の一部をのれんに含めることによる企業結合の会計処理の簡素化（アプローチ C 及びアプローチ D）といった、方向性の異なる提案が含まれており、全体的な検討の目的が明らかでない。また、それぞれのアプローチが相互に独立したものであるのか、組合せ（例えば、簡素化（アプローチ C）と開示の充実（アプローチ B）の組合せ）があり得るのかも明らかではない。

アプローチ B について

- (2) 無形資産の公正価値測定に関する開示を拡充する案（アプローチ B）は、作成者の負担の増加となる。また、IASB スタッフが現在検討している項目の多くは、定性的な開示を求めるものであり、仮に、定型的な記述が繰り返される結果となる場合には、限定的にしか情報の有用性に貢献しないことが懸念される。

アプローチ C について

- (3) 企業結合で取得した無形資産の一部をのれんに含めることを認めることで、企業結合時の会計処理及び、のれんに含まれることとなった無形資産の事後の会計処理のための作成者のコストが軽減される可能性がある。一方で、のれんに含まれる要素を広げることで、のれん及び新たに含められた無形資産の双方について、減損損失の金額を減少させる可能性（すなわち、減損テストの有効性の悪化）が懸念される。
- (4) 上記の懸念は、例えば周波数割当占有権のような、のれんが関連する単位全体のキャッシュ・フローとは独立したキャッシュ・フローを生成する可能性

がある無形資産が、耐用年数が確定できない無形資産としてのれんに含まれる場合に特に当てはまる。

- (5) なお、企業結合で取得した無形資産の一部が含められたのれんの償却を要求する場合には、のれんの減損テストの有効性を悪化させるデメリットを軽減することが可能となると考えられる¹。
- (6) また、ASBJ 事務局は、のれんを含む多くの無形資産の耐用年数の合理的な見積りは可能であると考えている。この場合、アプローチCによる簡素化の効果は限定的（企業結合で取得した無形資産の多くは、耐用年数が確定できる無形資産としてのれんと別個に認識される結果となる。）と考えられる。

アプローチDについて

- (7) 「減耗する (wasting)」と「有機的に置き換えられる (organically-replaced)」は、本来、相互排他的な概念ではなく、それぞれの用語の定義が明確に提示された上で、本アプローチが議論されるべきと考える。
- (8) また、IASB スタッフは、有機的に置き換えられる無形資産は、事後的に非償却となるとの見解を紹介しているが、ASBJ 事務局は、当該見解には同意しない。例えば、顧客リストについて、企業結合で取得した顧客リスト自体の価値は時の経過とともに低下している。仮に、マーケティング活動などを通じて顧客リスト全体としての価値が維持されている場合、そのような価値の一部は企業結合後に生じた自己創設の無形資産によって補充されたものと考えられる。このような無形資産を償却しないことは、結果として企業結合後に生じた自己創設の無形資産の認識につながると考える。

ディスカッション・ポイント

IASB スタッフの検討の内容及び ASBJ 事務局の気付き事項について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以上

¹ 米国会計基準（サブトピック 805-20 「企業結合—識別可能な資産及び負債、並びに非支配持分」）は、非公開企業に企業結合で取得した特定の識別可能無形資産（事業内の他の資産と独立して売却又はライセンスできない顧客関連無形資産、及び協業禁止契約）をのれんに含める代替的な方法を認めているが、当該代替的な方法を採用する場合には、併せてのれんを償却することを要求している。

直近の資本市場諮問委員会（CMAC）及び 世界作成者フォーラム（GPF）会議でのフィードバック

（CMAC 会議でのフィードバック）

15. 直近の CMAC 会議では、企業結合で取得した耐用年数が確定できない無形資産の認識は有用な情報を提供するかが質問された。フィードバックは様々であったが、主なフィードバックは次のとおりであった。
- (1) ある CMAC メンバーは、有用な情報を提供しているという理由で、IFRS 第 3 号「企業結合」の現行の要求事項を支持した。
 - (2) 別の CMAC メンバーは、一部の無形資産を評価するために要求される判断の程度は極端であるため、情報が有用でないと述べた。
 - (3) 他の複数の CMAC メンバーは、無形資産の価値に関する詳細な情報は、投資家が企業結合の良し悪しを評価する時点である、企業結合の公表時点では通常入手不可能であるため、この論点については無差別であった。
 - (4) 銀行業界を担当した経験がある複数の CMAC メンバーは、規制上の資本の算定にあたり無形資産を除外するため、企業結合で取得した無形資産は無視していると述べた。
16. CMAC メンバーへの質問には、IFRS 第 13 号「公正価値測定」における開示要求の範囲を企業結合で取得した無形資産に広げることで、公正価値の信頼性に関する投資家の懸念が排除されるかについても質問されたが、議論において明確な見解は示されなかった。
17. 現在提供されている情報の有用性を損なうことなく、企業結合で取得した識別可能な無形資産の一部をのれんに含めることを認める方法があるかどうかに関する質問については、次のようなフィードバックが示された。
- (1) ある CMAC メンバーは、いかなる無形資産についても、のれんに含めることを認めることを支持しなかった。
 - (2) ある CMAC メンバーは、取得企業は、被取得企業によって既に資産として認識されている無形資産のみを認識すべきであると述べた。
 - (3) ある CMAC メンバーは、企業結合で取得した無形資産を、減耗資産と、有機的に置き換えられる（organically-replaced）資産とに分離したうえで、減耗

資産のみを別個に認識することを要求するアプローチを支持した。減耗資産の償却は、当該減耗資産を置き換えるために要求される可能性がある将来キャッシュ・アウトフローに関する有用な情報を提供するためである。

- (4) 銀行業界を担当した経験がある CMAC メンバーは、耐用年数が確定できない無形資産をのれんに含めることを認めたとしても、企業結合において認識される耐用年数が確定できない無形資産は元々多くないため、作成者のコストを削減する結果とはならないと考えていた。

(世界作成者フォーラム (GPF) 会議でのフィードバック)

18. 直近の GPF 会議では、CMAC メンバーに対する質問と同じ質問がなされ、次のようなフィードバックが寄せられた。

- (1) GPF メンバーは総じて、すべての識別可能な無形資産を認識する現行の IFRS 第 3 号の要求事項を支持したが、議論において当該情報の有用性に関する明確な見解は示されなかった。
- (2) 識別可能な無形資産の一部をのれんに含めることを認めるアプローチ案はいずれも、支持は得られなかった。
- (3) 同様に、企業結合において取得した無形資産に IFRS 第 13 号の開示を要求する案についても、支持は得られなかった。

以 上